

平成28年度 第4回

常呂まちづくり協議会資料

■まちづくりパワー支援補助金について・・・・・・・・・・[P1~P21]

常呂まちづくり協議会

まちづくりパワー支援補助金概要

1 事業趣旨

- ・地域の活性化に向け、地域住民団体が北見市にふさわしい「自ら考え、自ら実践する」まちづくり活動を支援する制度。
- ・地域振興基金を運用した果実を財源に、自治区完結型事業として平成19年度に前身となる「まちづくりパワー支援事業補助金」が創設された。その後、まちづくり協議会の提言を経て、平成24年度から現在の「まちづくりパワー支援補助金」となった。
- ・各団体がプレゼンテーションを行い各自治区のまちづくり協議会が審査・採択する。
- ・事業期間を5年間（H24～H28）として終期を設定した「サンセット方式」の事業。
- ・補助対象団体 5人以上で組織され、代表者及び団体事務所の住所が北見市内にある団体。ただし、法人格を有する団体、政治活動・宗教活動及び営利活動を目的とする団体、町内会・自治会又はその連合体は対象外。
- ・上限・下限 100万円未満、5万円以上
- ・補助率 最大補助対象経費の10分の9
- ・継続性（北見） 同一補助事業者が行う事業につき、3か年度以内。
ただし、申し出により、補助期間を最大2か年度間延長することができる。
(端野・常呂・留辺蘂) 同一団体が行う同一事業につき5年以内。

2 これまでの経過

- H24. 4. 1 まちづくりパワー支援補助金スタート
北見自治区予算 4,000千円
端野・常呂・留辺蘂自治区予算 各1,500千円 合計8,500千円
- H25. 4. 1 北見まちづくりパワー支援補助金取扱要領改正
 - ・評価基準点数を「0点～2点」の3段階から「0点～3点」の4段階に改め、最高点を10点から15点に改める。
- H26. 4. 1 北見まちづくりパワー支援補助金取扱要領、応募要領改正
 - ・補助対象制限を「同一団体同一事業」から「同一団体」に変更。
 - ・補助期間を「3年間」から「原則3年間、最大5年間」に延長。
 - ・再募集実施の基準を明示（予算残額が50万円以上）。
 - ・全体活動計画及び実績（応募時の様式）の追加
- H26. 4. 1 留辺蘂まちづくりパワー支援補助金取扱要領改正
 - ・採択候補事業に対し、審査評価の上位順に予算を配分する方法から予算額内で按分する方法に変更。
- H27. 4. 1 交付要綱及び北見まちづくりパワー支援補助金応募要領の改正
 - ・軽微で特に認められた記念品、表彰金品費等が補助対象経費になったことに伴い、交付要綱様式を変更する。
 - ・監査役の設置を義務付け、監査報告様式の追加。

○H27. 4. 1 常呂まちづくりパワー支援補助金取扱要領の改正

- ・評価点数及び平均点数の最高点を25点から15点に改める。
- ・採択候補事業となるための平均点数を13点から5点に改める。
- ・採択候補事業に対し、4段階のランク付けをし、ランクに応じて補助金額を決定する方法を廃止し、補助金額を要望額と同額にするよう変更。

●まちづくりパワー支援補助金 4自治区取扱比較

	北見		端野		常呂		留辺蘂	
補助期間	3年以内 (申請者より申し出があった場合は最大5年以内)		5年以内		5年以内		5年以内	
予備審査	なし		なし		なし		なし	
上限補助率	1年目	9/10	1年目	9/10	1年目	9/10	1年目	9/10
	2年目	8.5/10	2年目	9/10	2年目	9/10	2年目	9/10
	3年目	8/10	3年目	9/10	3年目	9/10	3年目	9/10
	4年目	7/10	4年目	7/10	4年目	7/10	4年目	7/10
	5年目	5/10	5年目	5/10	5年目	5/10	5年目	5/10
採点	5項目4段階 (0~3点) 15点満点		5項目5段階 (1~5点) 25点満点		5項目4段階 (0~3点) 15点満点		6項目5段階 (1~5点) 30点満点	
当落ライン	5点		13点		5点		15点	
評価ランク	4段階		なし		なし		3段階	
評価による率	10/10~7/10		なし		なし		10/10~8/10	
採択候補事業への予算配分方法	審査評価の上位順に配分し、予算残額がなくなった場合は、残った採択候補事業を不採択とする		審査評価の上位順に配分し、予算残額がなくなった場合は、残った採択候補事業を不採択とする		審査評価の上位順に配分し、予算残額がなくなった場合は、残った採択候補事業を不採択とする		全ての採択候補事業に配分。補助金額合計が予算を超えた場合は、超過額に応じて各事業の補助金を按分により減額	
その他	・同一団体は最長5年まで補助 ・予算残50万以上で再募集実施		・同一団体同一事業は最長5年まで補助		・同一団体同一事業は最長5年まで補助		・同一団体同一事業は最長5年まで補助	

3 今後のスケジュール等 (予定)

9月9~23日 まちづくりパワー補助金に係るアンケート実施
(平成24~28年度までの補助交付団体へ送付)

9月下旬 アンケート結果の集約

10月下旬 各まちづくり協議会による検討協議

11月上旬 制度素案等の作成 (事務局)

11月中旬 まちづくり協議会正副会長会議へ制度案の協議

11月中旬 新年度予算要求

2月 市議会常任委員会への報告

2月~3月 補助金交付要綱改正及び事業募集開始

4 申請・採択件数（2次募集含む）

自治区		北見	端野	常呂	留辺蘂	合計
H19 -23	採択件数	40	24	15	16	95
	申請件数	62	24	15	16	117
	決算額	14,211千円	6,497千円	6,109千円	6,031千円	32,848千円
H24	採択件数	8	5	3	4	20
	申請件数	15	5	3	4	27
	決算額	2,873千円	1,500千円	1,477千円	1,422千円	7,272千円
H25	採択件数	7	6	2	5	20
	申請件数	10	6	2	5	23
	決算額	2,723千円	1,500千円	1,348千円	1,500千円	7,071千円
H26	採択件数	11	5	2	5	23
	申請件数	11	6	3	5	25
	交付決定額	3,827千円	1,500千円	584千円	1,500千円	7,411千円
H27	採択件数	6	4	2	3	15
	申請件数	20	4	2	3	29
	交付決定額	4,000千円	1,500千円	504千円	1,500千円	7,504千円
H28	採択件数	7	2	2	3	14
	申請件数	8	2	2	3	15
	交付決定額	3,844千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	8,344千円
延 合 計	採択件数	79	46	26	36	187
	申請件数	126	47	27	36	236
	金額	31,478千円	13,997千円	11,522千円	13,453千円	70,450千円

※28年7月時点の見込み。

※H19～H23は「まちづくりパワー支援事業補助金」の実績。

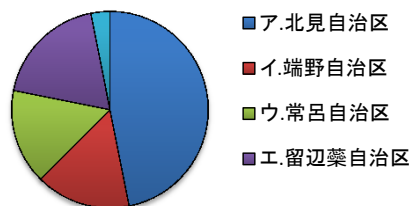
まちづくりパワー支援補助金 事業一覧

自治区	事業名 (★は何年目の事業かを示す)	団体名	事業内容	当初要望(企画書提出時)		補助金申請時		実績(決算)	
				総事業費	補助対象経費	総事業費	補助対象経費	総事業費	補助対象経費
【平成24年度】									
常呂	★★★ 常呂森林公園に桜を植えよう 事業	ところ街づくり実行委員会	常呂森林公園で、住民の手による桜の植樹と交流を行い、住民の憩いの場である常呂森林公園の魅力伝えるとともに、地域の活性化と協働意識の向上を図ることができた。【参加者:55人】	1,158,000	1,103,000	1,158,000	1,103,000	1,160,401	1,103,630
常呂	★ 「写真が映し出す家族の思い出・地域の歩み」事業	ところ笑顔・語りプロジェクト	自治区住民から家族写真の提供を募り「写真展」を開催。写真の提供、写真展の観覧という形の地域活動への参加と、人が集まり語り合うことの大切さ、地域の歩みを感じるまちづくりの推進が図られた。【参加者:120人】	350,000	350,000	318,000	318,000	319,090	319,090
常呂	★ 「トコ×たべプロジェクト」事業	ところ おいしいシアワセ見つけ！隊	「常呂」の食材を使った新しい料理や、昔から受け継がれてきた「家庭の味」のデータ化と、それを活用した地域活動を通して、常呂に暮らす人達に地元の「食」への理解と「常呂の豊かさ」を広く伝えることができた。【シンビ交流会参加者:36人】	266,000	266,000	243,000	243,000	242,997	204,000
平成24年度計				1,774,000	1,719,000	1,719,000	1,664,000	1,722,488	1,665,717
【平成25年度】									
常呂	★★ トコ×たべプロジェクト事業	ところ おいしいシアワセ見つけ！隊	「常呂」の食材を使った日常の料理や伝統の料理をレシピ集として書籍化し実践することで、地元「食」について理解を深めるとともに「常呂の豊かさ」を広く伝えることができた。【フォーラム及び完成報告会参加者:39名】	925,000	925,000	861,000	861,000	861,436	861,436
常呂	★ オホーツクと常呂の産品村事業	ところ街おこし実行委員会	ところ常呂ビーチを会場に、常呂の特産品や生産物を利用した食べ物の提供やステージイベントなどを開催することだわりの「特産品村」を開設し、常呂のPRと地域の活性化を図った。【来場者:延べ800人】	1,014,000	954,000	722,000	667,000	707,958	667,958
平成25年度計				1,939,000	1,879,000	1,583,000	1,528,000	1,569,394	1,529,394
【平成26年度】									
常呂	★ オホーツク「常呂町」四季フオコンテスト	ところ街づくり実行委員会	自然豊かで風光明媚で魅力的な「常呂町」は写真の題材としても豊富な素材があり、写真と通じて「常呂町」の魅力を広げ伝えるためフオコンテストを開催した。【応募総数:152点】	350,000	335,000	350,000	335,000	355,881	336,381
常呂	★ きりがたりシアター常呂公演20周年記念コンサート	常呂おこしネット	芸術性の高いパフォーマンスを鑑賞する機会を提供し、常呂自治区の子どもたちをはじめ、大人の方々にも想像力を深め、芸術に触れる喜びや感動を伝える活動を展開した。【来場者:98人】	388,000	388,000	349,000	350,000	350,040	350,040
平成26年度計				738,000	723,000	699,000	685,000	705,921	686,421
【平成27年度】									
常呂	★ フッカ原生花園おもてなし事業	フッカ原生花園ボランティアの会	フッカ原生花園を訪れる観光客の利便性を図るため、休憩場所として利用いただくベンチと自然解説掲示板を北見工業高校とのコラボレーションにより作成した。【ベンチ4脚、掲示板3台】	180,000	180,000	180,000	180,000	180,111	180,111
常呂	★ ロコラリーとスポーツを楽しむ会!	親子マスポーツを楽しむ会	トップアスリートであるカーリングチーム「ロコラリー」や経験豊かなハイレベルの指導者と交流する小学生が、カーリングとラリーボールといった異なる競技を通じて触れ合うことにより、体力の向上と豊かな心を育むことができた。【参加者:40人】	380,000	380,000	380,000	380,000	379,085	377,375
平成27年度計				560,000	560,000	560,000	560,000	559,196	557,486
【平成28年度】									
常呂	★★ フッカ原生花園おもてなし事業	フッカ原生花園ボランティアの会	全国の方に原生花園を知っていただくために、小冊子を作成し、旅行会社等に送付するとともに、原生花園を訪れる観光客の利便性を図るため、ネイチャーセンター内に自然解説パネルを作成する。	600,000	600,000	600,000	600,000	540,000	540,000
常呂	★ 常呂ビーチサマーフェスティバル	ところ街づくり実行委員会	北見市唯一の海での夏のステージイベント開催やおホーツク海常呂町で生産される農水産品の販売と飲食により、北見市常呂町のPRと地域を活性化することを目的とし、北見市の一大イベントとして発展させたい。	1,239,000	1,109,000	1,197,000	1,067,000	988,000	960,000
平成28年度計				1,839,000	1,709,000	1,797,000	1,667,000	1,500,000	1,500,000
									0

まちづくりパワー支援補助金アンケート調査集計結果(H28.9.9～9.23実施)

■問1 貴団体は、どの自治体に活動拠点を置いていますか。

	送付	回答	%
ア.北見自治区	41	15	36.6
イ.端野自治区	10	5	50.0
ウ.常呂自治区	9	5	55.6
エ.留辺蘂自治区	10	6	60.0
オ.自治区間でまたがっている	0	1	-
合計	70	32	

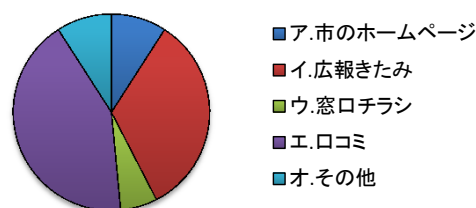


◇自由記述

オ. 全市～関係自治体

■問2 この補助金制度を何で知りましたか。(複数回答)

	回答	%
ア.市のホームページ	3	9.1
イ.広報きたみ	11	33.3
ウ.窓口チラシ	2	6.1
エ.口コミ	14	42.4
オ.その他	3	9.1
合計	33	



◇自由記述

オ. 市職員

フェイスブック

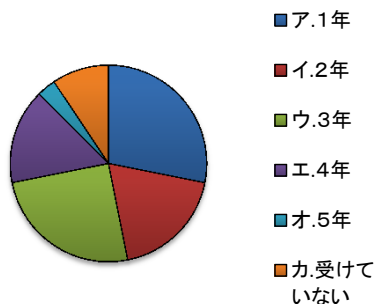
知人より

<結果分析>

主なきっかけは広報きたみまたは口コミとなっており、口コミが最も多くなっている。
また、その他においても市職員、知人等から知ったという記述があり、
口コミが補助金を申請する上で重要なきっかけとなっていることがうかがえる。

■問3 貴団体では、この補助金を何年間受けましたか。

	回答	%
ア.1年	9	28.1
イ.2年	6	18.8
ウ.3年	8	25.0
エ.4年	5	15.6
オ.5年	1	3.1
カ.受けていない	3	9.4
合計	32	

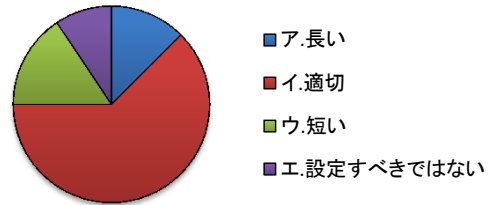


<結果分析>

おおむね年数を経るごとに団体数が減少している。
市の他の補助制度を受けられるようになったことや、自立して事業を行えるようになったこと等が要因と考えられる。

■問4 団体の事業立ち上げ支援という趣旨で、同一団体同一事業は5年までという補助期間を設定していますが、このことについてどう思いますか。

	回答	%
ア. 長い	4	12.5
イ. 適切	20	62.5
ウ. 短い	5	15.6
エ. 設定すべきではない	3	9.4
合計	32	



◇自由記述

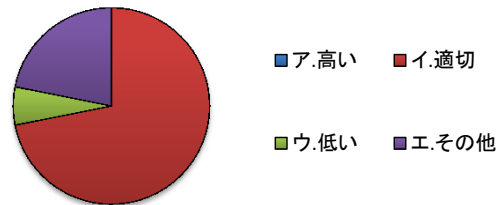
- ア. 妥当と思う年数 3年 (2件)
 ウ. 妥当と思う年数 10年
 エ. 高齢なので健康面等で受けなかった
 地域に必要なイベントも5年で打ち切る必要があるのかと思います

<結果分析>

適切との意見が一番多いが、「地域に必要なイベントも5年で打ち切る必要があるのか」という意見もあり、短いという意見も含め、公益性の高い事業に関しては5年で打ち切ることを懸念する声があった。

■問5 補助金額の上限(100万円未満)の設定について、どう思いますか。

	回答	%
ア. 高い	0	0.0
イ. 適切	23	71.9
ウ. 低い	2	6.3
エ. その他	7	21.9
合計	32	



◇自由記述

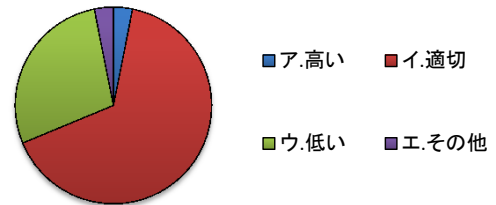
- ウ. 150万円
 エ. 事業内容と団体の財政力により適切な場合と不適切な場合があると思います
 事業内容によっては妥当と感ずます(2件)
 100万円未満でいいと思いますが、2年次～3年次と経ると割合が減少するので、それは活動するには厳しいと思います
 事業実績で審査しても良いと思います
 それぞれのイベントに応じた設定が必要と思います
 残金があって2次募集するなら要求額を出したらどうか

<結果分析>

おおむね適切との意見が多いが、一部事業の規模、団体の財政力によっては適切でないという意見も見られる。補助金の上限を考える際に、事業内容が重視されていることがうかがえる。

■問6 補助金額の下限(5万円以上)の設定について、どう思いますか。

	回答	%
ア. 高い	1	3.1
イ. 適切	21	65.6
ウ. 低い	9	28.1
エ. その他	1	3.1
合計	32	



◇自由記述

ア. 1万円

ウ. 10万円

15万円

20万円 (2件)

25万円

エ. 必要額の何%というのに少々疑問です

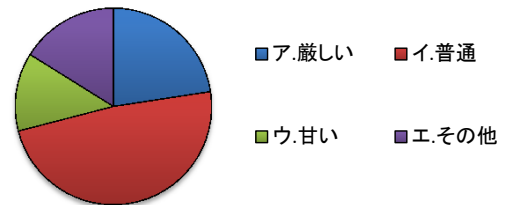
<結果分析>

適切との意見が最も多いが、低いという意見も一定数あった。

補助金の対象となる事業として、ある程度の規模の大きさが求められていることがうかがえる。

■問7 審査方法(公開ヒアリング[プレゼンテーション]など)について、どのように受け止めていますか。

	回答	%
ア. 厳しい	7	22.6
イ. 普通	15	48.4
ウ. 甘い	4	12.9
エ. その他	5	16.1
合計	31	



◇自由記述

エ. 事業の趣旨を理解し、客観的に評価しているのか、疑問に思う点がある

大事なお金なのでヒアリングは当然だろう

書面審査にすべき

プレゼンテーション必要なし

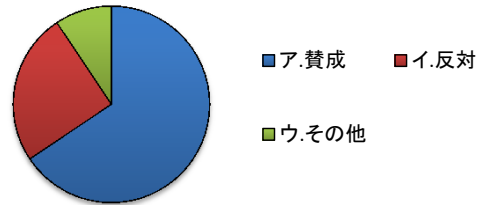
<結果分析>

普通との意見が最も多いが、厳しいという意見や、審査の公平性について疑問を持っている意見も多くあった。

審査方法についてはおおむね理解をいただいているが、審査基準について明確にしてほしいという意図がうかがえる。

■問8 行政ではなく、まちづくり協議会が審査することについて、どう思いますか。

	回答	%
ア. 賛成	21	65.6
イ. 反対	8	25.0
ウ. その他	3	9.4
合計	32	



◇自由記述

ア. 市民の立場で良い

色々な人に分かってもらえる

問題ありません

実績で行政に推薦などの審査があっても良いのでは

市民の目の高さで良いと思う

公平だから

補助金を受けた団体の実施検査を追加

イ. もともと行政の仕事丸投げはよくない

まちづくり協議会や行政1/3が審査すべき

行政の意見も欲しいと思う

内容よりもプレゼンテーションの雰囲気左右される

まち協が補助金を出している訳でないと思う

協議会必要なし

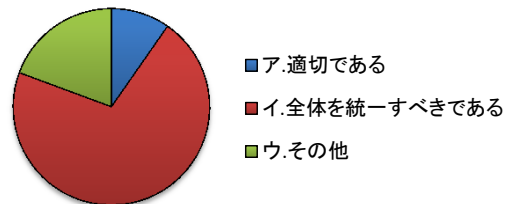
ウ. まちづくり協議会だけの審査には、信頼性が低い。例えば行政が第1次審査、まちづくり協議会が第2審査と2段階が良い
アドバイザー的に行政も入る

<結果分析>

賛成意見が最も多いが、まちづくり協議会に審査が一任されていることに疑問を持っている意見もあり、より客観的な審査が求められていることがうかがえる。

■問9 各自治区の特徴ある発展を目指すことから、自治区ごとに予算枠を持って別々のまちづくり協議会で審査していますが、このことについてどう考えますか。

	回答	%
ア. 適切である	3	9.7
イ. 全体を統一すべきである	22	71.0
ウ. その他	6	19.4
合計	31	



◇自由記述

ウ. 人口割りにしてほしい

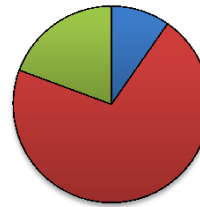
<結果分析>

全体を統一するべきであるという意見が最も多い。

北見市全体の補助金としてとらえるべきという考えや、自治区間で予算を融通できるようにしてほしいという考えがあることがうかがえる。

■問10 当初の申請書類である事業企画書・年間活動計画などの作成提出について、どう感じていますか。

	回答	%
ア. 簡単である	3	9.7
イ. 適切である	22	71.0
ウ. 複雑である	6	19.4
合計	31	



- ア.簡単である
- イ.適切である
- ウ.複雑である

◇自由記述

ウ. 1、2年目の申請で5年目の計画を書くようになっていたが、せいぜい2年先までしか書けない

補助金額が大きい程、書類の作成が大変になる

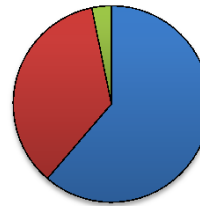
<結果分析>

適切であるという意見が最も多い。

複雑であるという意見もあるが、補助金申請の書類ということで、おおむね提出内容について理解していただけていることがうかがえる。

■問11 補助対象になる経費は適当ですか。

	回答	%
ア. 適当だった	19	61.3
イ. 対象を増やすべき	11	35.5
ウ. 対象を減らすべき	1	3.2
合計	31	



- ア.適当だった
- イ.対象を増やすべき
- ウ.対象を減らすべき

◇自由記述

イ. 備品費に3万円以上も認めるべきと思う

飲食はダメは適当でない

賞品、飲食代

ものづくりに力を入れるべき

参加者へのお茶代

人が集まる場ということが前提となっているため、WEBコンテンツ、情報発信の事業等が対象とならない

ウ. 個人的なものが多い印象を受けました

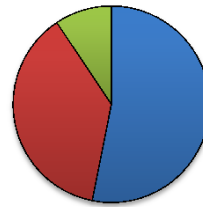
<結果分析>

対象を増やすべきという意見が一定数あり、食糧費、備品購入費について可としてほしいという意見があった。

「参加者へのお茶代」等、費用の性質によっては補助対象としてほしいという意図がうかがえる。

■問12 この補助事業を今後どうすべきと思いますか。

	回答	%
ア.そのまま継続してほしい	17	53.1
イ.一部改善して継続してほしい	12	37.5
ウ.根本的に見直して、新たな補助制度を実施してほしい	3	9.4
エ.やめるべきである	0	0.0
合計	32	



- ア.そのまま継続してほしい
- イ.一部改善して継続してほしい
- ウ.根本的に見直して、新たな補助制度を実施してほしい
- エ.やめるべきである

◇自由記述

イ. 必要性に応じて補助すべき

通年活動と年1回のイベントが同一扱いのため別枠にした方が良い
 高齢な事もあり書類、決算、プレゼンテーション等大変でした
 審査方法、自治区の統一、採択事業のPR
 自己資金、補助事業が大きい程、負担が多くなるので負担をなくすべきだ
 年数と額の増額を希望します
 補助率を採択した場合、9割補助の定額にすべき。ランク付けはすべきでない
 要求額が少なれば事業が進まない
 代表者が自治区に住所を定めていなくても事業が出来れば

ウ. 希望する団体には継続すべきである

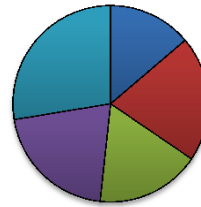
提出書類の簡素化
 ものづくりに力を入れてほしい

<結果分析>

おおむね継続してほしいという意見がほとんどであるが、補助年数と補助金額の増加、
 団体代表者が自治区外の住所でもいいのでは等、補助金制度について規則が厳しいという意見が一定数見られた。

■問13 この補助事業の一番のメリットはどこにあると思いますか。最も大きいと思われるもの一つを選んでください。

	回答	%
ア. 個性的な自治区の振興につながっている	4	13.8
イ. 市民の力でまちを元気づけている	6	20.7
ウ. 地域団体、市民団体による公益事業・公益活動が促進される	5	17.2
エ. 市ができないことを市民が補完している	6	20.7
オ. 財政的な助成があったから、自ら考えた事業を実施することができた	8	27.6
カ. その他	0	0.0
合計	29	



- ア.個性的な自治区の振興につながっている
- イ.市民の力でまちを元気づけている
- ウ.地域団体、市民団体による公益事業・公益活動が促進される
- エ.市ができないことを市民が補完している
- オ.財政的な助成があったから、自ら考えた事業を実施することができた
- カ.その他

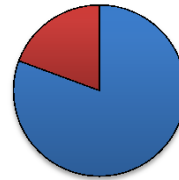
<結果分析>

それぞれのメリットについて一定数回答をいただいております、補助金の目的について申請団体に理解いただけていることがうかがえる。

■問14 団体の活動等について伺います。

① 団体の活動等は、継続していますか。

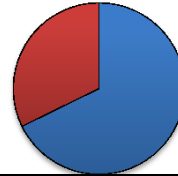
	回答	%
ア. 継続しています	25	80.6
イ. 継続していません	6	19.4
合計	31	



■ア.継続しています
■イ.継続していません

② 補助を申請した事業は、継続していますか。

	回答	%
ア. 継続しています	21	67.7
イ. 継続していません	10	32.3
合計	31	



■ア.継続しています
■イ.継続していません

<結果分析>

団体の活動、補助事業について継続しているとの意見が多くあり、補助金制度が団体の活動等の継続に一定程度寄与していることがうかがえる。

■問15 自治区の振興や市民活動への市の支援全般について、自由にご意見をお書き下さい。

- 1. 北見市として実施すべき事業 2. 地域や町内会に必要な事業 3. 地域に限定される事業に補助すべきと思います。今後も継続して欲しい
- 今はボランティア状態で、絵手紙を広め普及に勤めていますが、世代の違いもあると思います。楽しみもありますが、残念な事もあります。
- 予算や決算の書き方等、市職員の方にご指導を受けて、申請させて頂いており大変助かります。また、活動を発展させるために助成を頂き、実現出来ている事が、現実ですので大変助かっております。
- 採択事業を地域振興課として、もっとPRすべきである。例えば今年はきたみ広報に採択事業名が載ったが、昨年は載っていない。プレゼンテーションは、土日曜日にし、1件当り10分間にすべきである。
- 周知も事前にされているので、申込期間も今のままで良いと思います。
- 文学館、美術館を具体的に考える時代に入っている。民間の力では限度がある。
- 審査の件で、まち協メンバーだけで審査をすると、私情が入って公平な審査にならない。まち協のメンバーが審査する事業がどのくらい理解して審査されているのか疑問、特に1年生メンバーには理解出来ないと思う。補助事業の金でボランティアの人達が自治区の為に一生懸命やろうとしている事に負担金を出すのは大変な事です。減額分の負担金はなくすべし。
- まちづくり委員の方々は、中立の立場での遺恨などを公開ヒアリングで発言して欲しいと思います。一部で独断と、偏見の発言は選ばれた者としていかなものか。
- ヒアリングの時期が5月と、農業の忙しい時でこの点を4月の年度初めとか、末の3月などになれば助かります。
- 効果よりもなぜ企画したのかを重視する企画書になれば良いと思う
- いつもありがとうございます。年々申請団体の質の向上している事と思います。審査する協議会の皆様にも審査基準や質の向上が必要になってくると思います。ますます発展することを願います。
- まちづくりパワー支援補助金制度そのものを市民に周知徹底をすべきだと思う。この制度を知らない市民が多い。自治連絡会等様々な会合の折に、知らしめて欲しい。市民団体による公益活動事業は身近なところにいろんなことが有るのではないか。

まちづくりパワー支援補助金制度に係る主な論点

① まちづくりパワー支援事業の必要性 ～ 本事業を継続すべきかどうか。

- ・ 存続の是非
- ・ 終期設定の是非

② 自治区ごとの運用 ～ 予算付け、申請、審査等を各自治区で行うことは妥当か。

- ・ 自治区の自主性を尊重し、4つのまちづくり協議会での対応としている。
- ・ 自治区間で予算の融通を可能とすべきか。
 - ※・まちづくりパワー支援補助金が自治区完結型の事業であること
 - ・ 予算の融通を可能とした場合、特定の自治区の補助事業（まちづくり活動）の創出を妨げる恐れがあること

③ 補助対象団体について ～ 対象団体の範囲【交付要綱第3条】

- ・ 各自治区内に事務所を置く5人以上の任意グループとしている。
- ・ 町内会、自治会は対象外としている。

④ 補助対象経費について ～ 現行制度は妥当か。【交付要綱第5条】

- ・ 交付対象者（団体）の維持経費・経常的活動費・構成員の人件費、飲食費、備品購入費（一部可）、不動産購入費等を対象外としている。

⑤ 補助率等について ～ 現行制度は妥当か【交付要綱第6条】

- ・ 補助率は最大で補助対象経費の9/10としている。
- ・ 同一団体の同一事業は5（3）年間を限度としている。（自立支援型）
- ・ 予算規模の大きな団体は、補助率（経年に伴う係数）の影響を受けにくい可能性もあり。

⑥ 補助金額及び予算規模について ～ 現行制度は妥当か。【交付要綱第6条】

- ・ 補助金 上限100万円未満、下限5万円以上
- ・ 予算額：北見自治区 400万円、・端野、常呂、留辺蘂自治区 150万円

⑦ まちづくり協議会の審査について ～ まち協が担うことは妥当か。【交付要綱第11条】

- ・ プレゼンテーション方式
- ・ 採択方法（上位から順に採択）
- ・ 補助金算出方法（評価点数に基づく補助係数により算出）

⑧ その他

- ・ 申請受付時期・期間について（年度内の事前着手を認めている）
- ・ 手続（書類提出等）について

まちづくりパワー支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北見市補助金等交付規則（平成18年3月5日規則第67号、以下「規則」という。）及び北見市補助金等交付規則取扱要領に定めるもののほか、まちづくりパワー支援補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、地域の活性化に向けて、地域住民が自ら考え、自ら実践する北見市にふさわしいまちづくり活動を支援することにより、個性豊かで活力ある、住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、原則として次の各号に掲げる役職者を含む5人以上で組織され、事業の企画立案から実績報告まで責任を持って履行できると認められる団体とし、代表者及び団体事務所の住所が北見市内にある団体とする。

(1) 代表となる者

(2) 代表となる者を補佐する者

(3) 会計経理を行う者

(4) 会計監査を行う者

2 前項各号に掲げる役職のうち会計監査を行う者は、他の役職を兼ねることができない。

3 次に掲げるものは、交付対象者としない。

(1) 法人格を有する団体

(2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体

(3) 町内会・自治会又はその連合体

(補助事業)

第4条 この補助金の交付対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、交付対象者が自治区の振興を目的として行う自主的で誰もが参加できる公益的な活動とし、次に掲げる区分による。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業

(2) 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興を図る事業

(3) 安全・安心な地域づくりを推進するための事業

(4) 地域の生活環境の改善、景観保全、自然環境保全を図る事業

(5) 子どもの健全育成を図る事業

(6) 地域の特性を生かした産業振興のための事業

(7) その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助事業としない。

(1) 北見市の他の助成制度に基づき補助を受けるもの

(2) 北見市外で行う事業

(3) 補助金の交付決定に係る会計年度前に着手した事業

(4) 政治的・宗教的・営利的な活動を行う事業

(5) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の目的を達成するために直接必要な経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 交付対象者の事務所等を維持するための経費
- (2) 交付対象者の経常的な活動に要する経費
- (3) 交付対象者構成員に対する人件費又は報償費
- (4) 飲食費
- (5) 土地の取得、造成又は補償に関する経費
- (6) 備品購入費（ただし、消費税を含む単価が3万円以下で、市長が事業の立ち上げに必要と認めたものを除く。）
- (7) その他市長が適当でないと認めたもの

3 前項第6号の規定により交付対象者が取得した備品は、規則に基づき第7条に定める補助期間中に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、1事業につき、補助対象経費の10分の9以内で5万円以上100万円未満とし、かつ予算の範囲内とする。

2 補助金の額の決定に際し千円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。

(補助期間)

第7条 補助金を交付する期間は、自治区ごとに別に定める。ただし、同一の団体が行う同一の事業で、前年度までにまちづくりパワー支援事業補助金（北見市が平成19年度から平成23年度までの間に実施したもの）の交付を受けたものは、補助期間を通算する。

(事務を行う場所)

第8条 補助金に関する事務は、北見自治区においては企画財政部地域振興課、端野自治区においては端野総合支所総務課、常呂自治区においては常呂総合支所総務課、留辺蘂自治区においては留辺蘂総合支所総務課でそれぞれ行う。

(企画書の募集)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、別に定める応募要領に基づき、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業企画書（様式第1号）
- (2) 年間活動計画書（様式第2号）
- (3) 事業予算書（様式第3号）
- (4) 会員名簿・事務局（様式第4号）
- (5) 書類公開同意書（様式第5号）
- (6) 規約又は会則（制定している場合）
- (7) その他必要に応じて指示する書類

(募集期間)

第10条 募集期間は、自治区ごとにその都度定める。

(審査)

- 第11条 補助金の交付の適否等についての審査は、まちづくり協議会が行うものとする。
- 2 市長は、まちづくり協議会の審査結果を踏まえ、補助金の交付の適否及び補助金の額について決定する。
 - 3 審査の方法及び審査基準は、自治区ごとに別に定める。

(審査結果の公表)

- 第12条 審査結果は、まちづくり協議会が応募者に通知するとともに、市長が市民に公表する。

(提出書類の公開)

- 第13条 提出のあった書類一式は、会員名簿等個人情報の保護に係る部分を除き公開とする。

(補助事業の補助金交付決定前着手)

- 第14条 応募者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手したときは、早期事業着手に係る理由書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の理由書の提出があった場合には、その事業の目的、内容、効果、収支及び実施時期等を勘案し、交付決定前の事業着手であっても補助金の目的に合致することや交付決定前の事業着手がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、交付決定を行うものとする。

(補助事業の表示)

- 第15条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の支援事業である旨をチラシ・ポスター・看板等に表示しなければならない。

(計画変更)

- 第16条 市長は、規則に基づき補助事業者から補助金等交付変更申請書に事業変更予算書（様式第6号）を添えて受理したときは、変更内容を審査し、補助金の交付決定を変更することができる。ただし、事業内容を大きく変更する場合は、まちづくり協議会の意見を聴かなければならない。

(事業実績の報告)

- 第17条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了又は中止したときは、その日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金等交付実績報告書に事業決算書（様式第7号）及び会計監査報告書（様式第8号）を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、市長が指定する場において、事業報告を行わなければならない。

(事業実績の公表)

- 第18条 市長は、補助事業者の事業結果及び実績を市民に公表する。

(委任)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

常呂まちづくりパワー支援補助金取扱要領

北見市が常呂自治区においてまちづくりパワー支援補助金を交付する場合の事務取扱について、「まちづくりパワー支援補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の定めによるもののほか、この「常呂まちづくりパワー支援補助金取扱要領」（以下、「要領」という。）の定めによるものとする。

1 事務局

補助金の事務を行う事務局を常呂総合支所総務課に置く。

2 応募者

応募者は、代表者の住所及び事務所が常呂自治区内にあること。

3 補助事業を行う場所

補助事業を行う主たる場所は、常呂自治区内とする。

4 補助金額の上限

補助金の額は、補助期間1年目から3年目までの事業においては補助対象経費の10分の9、4年目においては10分の7、5年目においては10分の5の額を、それぞれ上限とする。

5 補助期間

補助金を交付する期間は、同一団体が行う同一事業につき5年以内とする。

6 応募書類の確認

事務局は、応募者から提出された応募書類について、要綱第9条に規定する書類及び応募に係る次の各要件の確認を行う。

- (1) 補助事業者として認められるか
- (2) 補助対象事業として認められるか
- (3) 補助対象経費として認められるか

7 審査方法

- (1) 応募された事業の審査は常呂まちづくり協議会が行い、審査員には常呂まちづくり協議会委員が就く。
- (2) 審査は公開審査によって行い、応募者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 審査員は、審査評価シート（様式第1号）での採点によって評価を行う。
- (4) 審査員は、自己が構成員である応募団体の審査には参加することができない。

8 審査基準

審査員は、審査評価シートにおける評価項目について審査し、補助金交付の適否を判断する。

9 審査評価の方法

- (1) 事務局は、審査員が採点した評価点数を集計し、応募事業ごとに平均点数を算出する。なお、平均点数の算出にはトリム平均による方式を用いることとし、評価点のうち最高点及び最低点各1人分の評価点数を除いて平均点数を算出することとする。
- (2) 評価点数及び平均点数の最高点は15点とする。
- (3) 平均点数（小数点第3位を四捨五入）が5点以上の応募事業を平均点数の高いものから順に採択候補事業とし、その他の事業は不採択とする。
- (4) 補助金額の算出方法は、要望額（千円未満を切り捨て）とする。
- (5) 採択候補事業の補助金額の合計が市の既定予算額を超える場合は、評価の平均点数が高いものから順に予算の範囲内で実施可能である事業を採択し、その他の事業は不採択とする。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

審査評価シート

審査員氏名

評価項目	補助事業評価指標	各事業の評価点数																			
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10										
① 社会的 公益性	<ul style="list-style-type: none"> 特定の個人や団体の利益活動でないか 会員相互の親睦活動でないか 趣味、娯楽が主目的の活動でないか 																				
② 地域的 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 北見市総合計画で掲げる自治区別整備方針に合致している事業か 地域にとって有益な事業か 特定の個人や団体の活動にとどまらず、多くの住民が参画、交流できるか 																				
③ 地域 貢献度	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源（歴史・文化・自然・環境など）が生かされているか 地域の課題に積極的に取り組む活動と考えられるか 地域の活性化につながると考えられるか 																				
④ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の目的や内容がわかりやすく、はっきりしているか 計画内容、実施体制が十分に検討されているか 適正な予算規模・内容であるか、収支計画に無理はないか 関係機関・団体等と必要な協議がなされているか 																				
⑤ 地域への 波及度	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が自ら考え、自ら実践する事業か 地域住民が感心を持てる事業か 持続・定着の可能性は高いか 新しい展開、波及効果が期待できる事業か 																				
合 計																					

評価点数基準

3	良い	指標を満たし、補助事業として他の活動団体のモデルとなる。
2	普通	指標を概ね満たし、補助事業として適正である。
1	問題なし	指標的には若干劣る部分もあるが、補助事業として問題ない。
0	良くない	指標を満たすことが困難で、補助事業として認めることが適当でない。

常呂まちづくりパワー支援補助金応募要領（平成28年度版）

1 補助対象事業

市民団体が常呂自治区の振興を目的に主に自治区内で行う自主的な事業を応援します。

事業の規模や分野、テーマは自由ですが、政治的・宗教的・営利的なものは除きます。

誰もが参加できる、公益的な事業や活動が対象です。

北見市の他の助成制度により補助が受けられる事業は除きます。

- ・安全・安心な地域づくりを推進する事業
- ・地域の生活環境の改善、自然環境保全を図る事業
- ・地域の伝統、文化、スポーツの振興を図る事業
- ・子どもの健全育成を図る事業
- ・地域の特性を生かした産業振興のための事業
- ・その他個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業 など

2 応募対象団体

代表者の住所と事務所が常呂自治区内にあり、5人以上で構成されている法人格を持たない団体が対象です。

ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていない団体で、町内会・自治会、またはその連合体以外の団体とします。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業を実施するために直接必要となる経費です。

ただし、団体の維持・運営、団体構成員の人件費・報償費、飲食、不動産の取得・造成、備品の購入に要する経費（消費税を含む単価が3万円以下で市長が事業の立ち上げに必要と認めたものを除く）は対象となりません。

4 補助金の額と補助率

交付する補助金の額は、補助期間1年目から3年目までは補助対象となる経費の10分の9以内、4年目は10分の7以内、5年目は10分の5以内とし、5万円以上100万円未満の範囲とします。

なお、審査の結果により補助金額が減額となる場合があります。

5 補助期間

補助金を交付する期間は、同一団体が行う同一事業につき5年以内とします。

（なお、平成19年度から平成23年度までの間にまちづくりパワー支援事業補助金の交付を受けた事業は、その期間も通算し5年以内とします。）

6 応募先

下記の書類を常呂総合支所総務課に提出してください。

- ①事業企画書（要綱様式第1号）
- ②年間活動計画書（要綱様式第2号）
- ③事業予算書（要綱様式第3号）
- ④会員名簿（要綱様式第4号）
- ⑤書類公開同意書（要綱様式第5号）
- ⑥規約、会則（制定されている場合）
- ⑦その他必要に応じて指示する書類

7 応募期間

平成28年4月1日（金）から4月15日（金）までです（土日、祝祭日を除く午前8時45分から午後5時30分の間）。

8 審査

常呂まちづくり協議会が審査を行います。書類審査・公開ヒアリング審査を行い、予算（常呂自治区：150万円）の範囲内で採択事業を決定します。

公開ヒアリング審査では、事業のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションとは、審査員や一般傍聴者の前で事業の説明・PRを行うことです。なお、審査のポイントは概ね次の観点です。

社会的公益性、地域的必要性、地域貢献度、実現性、地域への波及度

9 審査結果の公表

審査結果は、審査終了後直ちに公表します。

10 補助事業の表示

チラシ・ポスター・看板等に『常呂まちづくりパワー支援事業』である旨を表示していただきます。

11 補助金の額の確定

事業が終了しましたら、事業決算書（要綱様式第7号）を作成のうえ、所定の精算手続きを行っていただきます。

12 実績報告

常呂まちづくり協議会会場で事業報告をしていただきます。事業の概要・実績等は、北見市の広報・ホームページ等で公開されます。

13 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒093-0292 北見市常呂町字常呂323番地

北見市常呂総合支所 総務課 地域振興係

TEL (0152) 54-2113 FAX (0152) 54-3887

E-mail : to.somu@city.kitami.lg.jp